



答 申 第 2 号
令和 5 年 2 月 8 日

田布施町長 東 浩二 様

田布施町情報公開・個人情報保護審査会
会長 中 坪 清



答申書の送付について

令和4年11月29日付け田総発第300号にて諮問のあったことについて、別添のとおり回答します。

諮問庁：総務課

諮問日：令和4年11月29日

答申日：令和5年2月6日

答申書

第1 審査会の結論

令和4年6月23日付保有個人情報不存在決定について、請求人より開示請求のあった文書の保有がないものと判断し、保有個人情報不存在決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

文書不存在決定を取消し、公開決定を求める。

2 審査請求の理由

(1)審査請求書

請求人と外部窓口のやり取りしたメールを見てもわかるとおり、外部窓口は総務課に公益通報の報告を行っている。報告文書が出ていないはずがない。

(2)意見書

請求人は以下の理由により、処分庁の言い分を認めるべきではないと主張する。

弁護士として、委託業務遂行上、ハラスメント通報を検討したままで、請求人に事実確認もせず、現在まで無責任に放置している状態となっている。弁護士がパワハラについての通報を放置するとは考えにくい。

また、総務課は外部窓口から何らかの報告等があったにも関わらず、長期に渡り放置し、文書不存在は虚偽だと主張する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

令和4年6月10日	審査請求人より本件開示請求を受理
令和4年6月23日	審査請求人に対し、本件文書不存在の決定を通知
令和4年7月6日	審査請求人より、文書不存在の決定に対する不服の申立てを受理

2 諮問庁の主張

文書がなく保有していない。

3 諮問庁の考え方

外部窓口への申し出であり、ハラスメントの防止等に関する要綱第7条第2項により、対応は外部窓口が行うこととなるため、検討は外部窓口内で行われたと考えられる。それを内部窓口に報告する定めはなく、報告文書は保有していない。

4 結論

本件開示請求については、保有する文書が不存在のため、原処分は妥当である。

第4 審議結果の経緯

令和4年11月29日	諮問庁より諮問書を受理・審査
令和4年12月26日	請求人より意見書を受理
令和5年1月24日	審査

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、請求人が開示を求めるものであるところ、処分庁は文書不存在とする原処分を行った。

これに対し、請求人は、請求人と外部窓口のやり取りしたメールを見てもわかるとおり、外部窓口は総務課に公益通報の報告を行っている。報告文書が出ていないはずがないとの主張。

本件対象個人情報の見分結果を踏まえ、文書不存在決定の該当性について検討する。

2 決定の妥当性について

(1)諮問庁は文書不存在決定の妥当性について、上記第3の3のとおり説明する。

(2)そこで検討すると、諮問庁の説明のとおり、対応は外部窓口が行うこととなるため、内部窓口には報告する定めはなく報告文書を保有していないという、処分庁の主張は妥当であると判断する。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 委員

中坪 清、藪本 知二（1月24日欠席）、田中 孝道、塩田 和子、山根 和美